

令和7年度 放課後児童クラブ負担金の改定について

放課後児童クラブの運営は、市がNPO法人や地域の放課後児童クラブ育成会等に委託して実施しており、その経費は、①保護者負担金と②市費及び国・県補助金により賄われています。

この経費につきましては、昨今の物価高騰と人件費の引上に伴い、著しく上昇していることから、本市では市等の負担を増やすと共に、令和2年度から適用してきた現行の保護者負担金について令和7年度から引き上げさせていただく予定としています。

急な引き上げにより子育て世帯の保護者に負担をかけないようにするため、次の通り、2年間（令和7年度→8月・夏休み・冬休み・春休み、令和8年度→通常月、土曜日）にかけて段階的な改定を行って参ります。

これに伴い、ひとり親家庭等利用者を対象とした減額制度の見直しも行います。保護者の皆様方におかれましては、何卒、御理解いただきたくお願い申し上げます。

1 保護者負担金の見直し

（単位 円）

		R 2 ～	R 7	R 8
常勤利用	通常月	7,500	→	8,200
	8月	12,500	→	→
長期休業のみ利用	夏休み	15,750	→	→
	冬休み	7,500	→	→
	春休み	7,500	→	→
土曜日		2,500	→	2,700

※春休みは、令和8年3月から改定となります。

2 ひとり親家庭等利用者の保護者負担金軽減制度の見直し （単位 円）

ひとり親家庭 (児童扶養手当受給)		R 2 ～	R 7	R 8
常勤利用	通常月	4,500	→	4,600
	8月	7,500	→	→
長期休業のみ利用	夏休み	10,750	→	→
	冬休み	4,500	→	→
	春休み	4,500	→	→
生活保護受給		R 2 ～	R 7	R 8
常勤利用	通常月	1,500	→	1,600
	8月	1,500	→	→
長期休業のみ利用	夏休み	2,250	→	→
	冬休み	1,500	→	→
	春休み	1,500	→	→

※土曜日における軽減制度はありません。